

北海道電気工事業工業組合青年部連合会 会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、電気工事業界の次代を担う後継者を育成し、会員相互の親睦と自己の人格向上と、企業の研鑽を通し、地域社会に根づいた電気工事業界の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、北海道電気工事業工業組合青年部連合会(以下 青年部連合会)と称す。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を札幌市中央区大通東3丁目、北海道電気会館北海道電気工事業工業組合連合会に置く。

第二章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 企業経営や技術等の向上を図るための研修会や講習会の開設
2. 会員相互の親睦
3. 全日電工連青年部協議会と連絡調整し、前者が推進する事業
4. 道工組と連絡調整し、前者が推進する事業
5. その他青年部の目的を遂行するための関連事業

第三章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員
北海道の各電気工事業協同組合の、制限年齢を満たす青年部員
2. 特別会員
前号に定める、制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者

第四章 役員

(種類及び定数)

第6条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 直前会長 1名
3. 副会長 3名
4. 理事 5名 ~ 12名 (会長・副会長を含む)
5. 監事 3名以内

(資格及び任免)

第7条 役員資格及び任免は、次の通りとする。

1. 役員は、本会の正会員たる事を要し、総会において選任、及び解任される。ただし、直前会長たる役員はこの限りではない
2. 役員選任方法に関しては、別に規定で定める

(任期)

第8条 本会の役員任期は2年とする。

(職務)

第9条 本会において会長は本会を代表し、その職務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、予め定めた順序により、その職務を代行する。直前会長は経験を生かし、職務について必要な助言をする。又、理事は職務を分掌し、監事は民法第59条に規定する職務を行う。

(相談役)

第10条 本会は、役員として相談役及び顧問をおくことができる。

(事務局)

第11条 本会は、役員として事務局をおくことができる。

第五章 会議

(総会)

第12条 本会の総会は、次の通り運営される。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、役員総数の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数で決する。同数の場合は会長一任とする。

通常総会は毎年1回会計年度終了後90日以内に行い、臨時総会は必要が認められた時に、理事会の議決を経て招集される。

第13条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 事業計画及び収支予算の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 役員改選
4. 会則改定
5. その他

(役員会)

第14条 本会の役員会は役員をもって構成し、直前会長及び監事は役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

役員会は、会長或いは役員3名以上の開催要請があった時、会長はこれを招集し次の審議をする。又、役員会は役員総数の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数で決する。

1. 総会に提出する議案
2. 総会より委任された事項
3. 臨時総会の招集
4. その他の重要事項

第六章 会 計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(会 費)

第16条 本会の会費は、各青年部の負担金及びその他の収入をもって当てる。

第七章 付 則

第17条 本会則に明示なき事項は役員会の議決を経て運営する。

本会則は平成元年10月18日より施行する。

本会則は平成3年9月14日より施行する。

本会則は平成20年2月27日に改訂し平成20年4月1日より施行する。

本会則は平成21年6月18日より施行する。

本会則は令和元年6月11日より施行する。

雑 則

慶弔規定

本連合会の理事に慶弔事項が発生した場合は次の通り取り扱う。ただし会員以外で慶弔事項が発生し、慶弔金が必要とされる事項については三役の判断において決定する。

1. 結 婚 本 人 祝電発送
2. 疾 病 本 人 5,000円(1週間以上の入院)
3. 死 亡 本 人 10,000円(花輪、弔電発送)

(申 出)

前条の慶弔事項の申出は、会長に行う。

平成3年11月28日より施行。

雑則規定の改定については、平成21年6月18日より随行。

旅費規定

1. 本連合会役員が青年部業務のため出張するときは、この規定の定める所により旅費を支給する。
2. 役員が出張する場合は、会長の承認を受けなければならない。
3. 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊費とする。
4. 交通費
交通機関は原則として、鉄道運賃(往復)で算出する。
尚、何らかの理由により、航空機又は船舶を利用する場合は、会長の承認を得なければならない。
5. 日当及び宿泊費
日当及び宿泊料は次の通りとする。
 - (1) 日 当 5,000円
 - (2) 宿泊費 7,000円
6. その他
本規程に定めのないものについては、三役に一任する。

本規定は、平成23年6月21日より施行。